

徳島県告示第二百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の就任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和五年五月十六日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

- 一 土地改良区の名称
阿南東部土地改良区

- 二 就任役員

役員名	氏名	住 所
理事	壽田繁典	阿南市日開野町竹ノ八ナ二五
監事	西裕司	同 見能林町林崎七 三